

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 鎌田 健司 様 あて名 〒540-6207 日本国大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 パナソニックIPマネジメント株式会社内		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 28.08.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 P1010318W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/026969	国際出願日 (日.月.年) 18.07.2018	優先日 (日.月.年) 14.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H02J7/00(2006.01)i, B60R16/03(2006.01)i, E05B49/00(2006.01)i, E05B81/80(2014.01)i, H02J50/10(2016.01)i			
出願人 (氏名又は名称) パナソニックIPマネジメント株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 17.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 高野 誠治 電話番号 03-3581-1101 内線 3568	5 T	1 2 1 0

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-9	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2007-032140 A (アイシン精機株式会社)
 2007.02.08, 段落[0020]-[0021], [0035]-[0036], [0038], [0041]-[0042],
 [0048], [0051], [0057]-[0063], [0072]-[0073], 図1, 3, 5-6
 (ファミリーなし)
- 文献2 : US 2008/0000711 A1 (SPURR)
 2008.01.03, 段落[0003]
 & EP 1873335 A2
 & CN 101097633 A
- 文献3 : JP 2012-034534 A (三菱電機株式会社)
 2012.02.16, 段落[0014]-[0015], [0019], 図2
 (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 08-189238 A (本田技研工業株式会社)
 1996.07.23, 段落[0031]
 (ファミリーなし)

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 から進歩性を有しない。

文献 1 には、ドアをラッチしているラッチ状態と、前記ドアをラッチしていないアンラッチ状態とになるアクチュエータ（ドアが現在ロック状態ならばロック解除状態に、現在ロック解除状態ならばロック状態にするアクチュエータ 401a、段落 [0048]、図 3）と外部電源（バッテリー、（段落 [0041]）とを有するドアラッチ装置であって、蓄電部（動作電力蓄積コンデンサ 204、段落 [0035]）と、充電部（動作電力蓄積コンデンサ 204 を充電する全波整流回路 203、段落 [0038]）と、放電部（動作電力蓄積コンデンサ 204 から電力を供給され、供給された電力を各部に供給する定電圧レギュレータ 208、段落 [0041] - [0042]）と、非接触受電部（直列共振回路 220、段落 [0036]）と、を備え、電圧が第 1 入力閾値以上のときは前記外部電源から供給される電力を用いて前記放電部が電力を前記出力部へ出力して前記アクチュエータを前記アンラッチ状態にし（バッテリー電圧が正常であれば、定電圧レギュレータ 208 にバッテリーからの電力を供給して、定電圧レギュレータ 208 から各部に動作電圧を供給する。アクチュエータドライバ 216 は、バッテリーから供給される電力を用いて、アクチュエータ 401a を駆動する、段落 [0062]、[0072] - [0073]、図 6）、電圧が第 1 閾値よりも低いときは蓄電電圧が第 2 蓄電電圧となるように前記充電部が前記非接触受電部から供給される電力を用いて動作し（バッテリー電圧が異常（基準レベル以下）であれば、動作電力蓄積コンデンサ 204 の充電電圧が基準レベルに達するまで待機する。この間、携帯キー 100 からはエネルギーが供給される、段落 [0063]、図 5）、その後、前記放電部が前記蓄電部の電力を前記出力部へ出力して前記アクチュエータをアンラッチ状態にする（アクチュエータドライバ 216 は、動作電力蓄積コンデンサ 204 から供給される電力を用いて、アクチュエータ 401a を駆動する、段落 [0072] - [0073]）ドアラッチ装置が開示されている。ここで、動作電力蓄積コンデンサ 204 から定電圧レギュレータ 208 に電力が供給されることから、出力部を有することは自明である。また、文献 1（段落 [0051]）には、ドアのロックに関する様々な指示を入力するドアロックコントロール部 300 も記載されていることから、操作信号受信部を有することも自明である。

以上のとおりであるから、請求項 1 に係る発明と文献 1 に記載された発明とを対比すると、文献 1 には、動作電力蓄積コンデンサは記載されているものの、外部電源に接続されるように構成されて、充電部に接続された入力部を備え、入力電圧が第 1 入力閾値以上のときに蓄電部の蓄電電圧が第 1 蓄電電圧となるように充電部は動作するとともに蓄電部の電力を出力するように構成されていない点で異なる。

（補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

しかしながら、文献2（段落 [0003]）には、キャパシタがメイン電源から充電され、通常状態においてキャパシタからアンラッチアクチュエータを動作させるための電力が供給されることが記載されている。

また、文献1に記載された発明と文献2に記載された発明とは、コンデンサからの電力を用いてアンラッチするという機能が共通する。

してみれば、電力の供給経路を簡易にするために、文献1に記載された発明に文献2に記載された発明を適用して、外部電源に接続されるように構成されて、充電部に接続された入力部を備え、入力電圧が第1入力閾値以上のときに蓄電部の蓄電電圧が第1蓄電電圧となるように充電部は動作するとともに蓄電部の電力を出力するように構成することは、当業者が容易になし得たことである。

よって、請求項1に係る発明は、文献1-2に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2から進歩性を有しない。

文献1（段落 [0057] - [0063]、図5-6）には、ドライバが起動スイッチを押下したことに対応してキャリア信号が出力され、バッテリーの正常時および異常時にエネルギーが供給されることも記載されている。

よって、請求項5に係る発明は、文献1-2に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2から進歩性を有しない。

負荷を駆動させるための電力があるときに、充電を行わずに負荷を駆動させるように構成することは、当業者であれば当然になし得ることである。

よって、請求項6に係る発明は、文献1-2に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2から進歩性を有しない。

負荷を駆動させるための電力が供給可能であるときに電力を供給するように構成することは、当業者であれば当然になし得ることである。

よって、請求項7に係る発明は、文献1-2に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易に想到し得たものである。

（補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 から進歩性を有しない。

文献 1 (段落 [0021]、図 1) には、携帯キー 100 が非接触で送電する送電コイルを備えることも記載されている。

よって、請求項 8 に係る発明は、文献 1 - 2 に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 から進歩性を有しない。

文献 1 (段落 [0020]) には、ドアロックシステムが車両のドアに設けられることも記載されている。

よって、請求項 9 に係る発明は、文献 1 - 2 に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 3 から進歩性を有しない。

文献 3 (段落 [0014]) に記載されているように、劣化を防ぐために、キャパシタを低い電圧レベルに充電することは周知技術である。

してみれば、劣化を防ぐために、文献 1 に記載された発明にこのような周知技術を適用して、第 1 蓄電電圧は電気二重層コンデンサの満充電電圧よりも低くなるように構成することは、当業者が必要に応じて適宜なし得ることである。

よって、請求項 2 に係る発明は、文献 1 - 3 に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 3 から進歩性を有しない。

文献 3 (段落 [0014] - [0015]、[0019]、図 2) には、通常時に非常時よりも低い電圧レベルに充電することが記載されている。

してみれば、劣化を防ぐために、文献 1 に記載された発明に文献 3 に記載された発明を適用して、第 2 蓄電電圧は第 1 蓄電電圧よりも高くなるように構成することは、当業者が容易になし得たことである。

よって、請求項 3 に係る発明は、文献 1 - 3 に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易に想到し得たものである。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2, 4 から進歩性を有しない。

文献 4 (段落 [0031]) には、コンデンサの充電が完了したときにブザーが鳴ることが記載されており、報知を音で行うか表示で行うかということは当業者が必要に応じて適宜選択し得る設計的事項である。

してみれば、ユーザに充電の完了を報知するために、文献 1 に記載された発明に文献 4 に記載された発明を適用して、蓄電完了状態を示す充電表示部を設けることは、当業者が容易になし得たことである。

よって、請求項 4 に係る発明は、文献 1 - 2, 4 に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易に想到し得たものである。